

(設置)

第1条 本市が管理する街路市の活性化を図っていくための意見等を求めることを目的として、高知市街路市活性化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 街路市全般に係る諸問題に関すること。
- (2) 街路市の活性化の推進に関すること。
- (3) 街路市の活性化に資する構想等に関すること。
- (4) その他街路市の活性化に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 街路市出店者
- (3) 中心商店街関係者
- (4) 観光業界関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、商工観光部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月18日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。